

香芝市告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、香芝市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、香芝市都市創造部公園道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年 3月27日

香芝市長 三橋 和史

記

1. 路 線 名 別 紙
2. 供 用 開 始 の 区 間 別 紙
3. 供 用 開 始 の 期 日 別 紙